

居宅介護支援事業所 おはな

居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社おはなが開設する居宅介護支援事業所おはな(以下「当事業所」という。)が行う指定居宅介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護の状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 当事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称など)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援事業所 おはな
- 2 所在地 山口県山口市徳地堀1701番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 3人以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(ただし、12/30～1/3を除く。なお、祝祭日は原則として休みとする。)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 災害発生時 災害時等は利用者の安全を優先して休む場合もあります。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条

- 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
 - ①介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者および担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。課題の分析について使用する課題分析表は、居宅サービス計画ガイドライン方式等を用いる。
 - ②介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更およびサービス事業者等との連携調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
 - ③介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - ④介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うと共に、相談に応じることとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を超え1km毎に10円。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文章に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第7条

通常の事業の実施地域は、山口市徳地地区、山口市仁保地区、防府市真尾・鈴屋地区、周南市和田地区とする。ただし希望があればこの限りではない。

(緊急時の対応)

第8条

利用者の病状に急変が起きた場合は、速やかに救急隊、主治医、協力医療機関、当事業所の管理者に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第9条

- 1 利用者に事故が発生した場合は、市町村、該当利用者の家族、該当利用者に関わる事業者
に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故に対しての状況及び措置内容の記録をする。
- 3 利用者に対してのサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を
速やかに行う。

(苦情処理)

第10条

- 1 サービスを提供する利用者及びその家族からの苦情に迅速及び適切に対応するために、窓
口を設置し措置を講じる。
- 2 当事業所は、苦情を受け付けた際には、苦情の内容を記録し保管する。
- 3 当事業所は苦情に対して市町村、国民健康保険団体連合会からの調査に対して協力すると
ともに、助言、指導を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(秘密の保持)

第11条

- 1 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する業務を負う。
- 2 従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業
者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容と
する。

(虐待の防止)

第12条

- 1 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとし
る。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果につ
いて、従業者に周知徹底を図る。
 - ②虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する
者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報
するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条

この規程に定めるものの他、必要な事項は役員会で定めるものとする。

附則

- この規程は、平成22年5月1日より施行する。
この規程は、平成23年9月1日より一部改定した。
この規程は、平成24年4月11日より一部改定した。
この規程は、平成26年7月4日より一部改定した。
この規程は、平成27年4月1日より一部改定した。
この規程は、平成27年10月1日より一部改定した。

この規程は、平成28年6月1日より一部改定した。
この規程は、平成30年1月1日より一部改定した。
この規程は、令和3年9月1日より一部改定した。
この規程は、令和6年2月1日より一部改定した。
この規程は、令和6年6月1日より一部改訂した。